

小田原市次期図書館ネットワークシステム構築に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

図書館業務を現状以上に円滑に遂行でき、またシステム運用について職員の大幅な業務軽減を図ることが可能で、その上でセキュリティ・情報管理・情報発信についても最高レベルの配慮がなされている次期図書館ネットワークシステムの企画を、プロポーザルにて選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 審査概要

上記の目的を満たす具体的な提案を募集する。

(1) 事業主体 小田原市

(2) 事業名 小田原市次期図書館ネットワークシステム構築業務

(3) 事業期間 システム構築期間は契約締結日から平成31(2019)年9月30日まで

リース期間は平成31(2019)年10月1日から平成36(2024)年9月30日まで
(60ヶ月)

(4) 参考経費 構築・運用・保守経費等(消費税含)・・・95,000千円以内とする。

別紙「小田原市次期図書館ネットワークシステム要件仕様書」を算出根拠とし、契約締結日から契約終了日までの総経費とする。

本契約は、システム業者とは直接締結せず、リース業者を介して調達を実施する。

リース業者を介した際のリース料率は1.85%を想定し、算定根拠とする。

本提案事業は各年度の予算等が本市議会において議決されることを前提に事業執行となるため、平成31年5月末日までに本事業に関わる予算が成立しない場合は中止する。

3. 参加資格要件

本提案に参加できる者は、本事業公告から製品選定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 小田原市契約規則(昭和39年規則第22号)第5条の規定に該当しないものであること。

(2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を、参加申込書の提出期限から候補者選定の日まで、受けていないこと。

(3) プロポーザル方式による業務にかかわる営業種目において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、当該業務にかかわる営業種目において現に申込中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

(4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) プロポーザル審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

(6) 以下に示すいずれかの資格について、取得又は認証を受けている、もしくは個人情報の機密情報等の取り扱いに係る社内規定等を整備し、その実質的な運用が行われていること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)「ISO/IEC27001」

イ 国際品質保証規格「ISO9001」

ウ プライバシーマーク

(7) 本市から概ね2時間以内に到達できる場所に拠点となる事務所を有し、機器等に障害等があった場合には速やかにサポート拠点等から十分なサポートができること。

4. 実施スケジュール

スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に周知を行う。

No	内容	期間または期限
1	事業公告	平成31年 2月12日(火)
2	質問締切	平成31年 2月28日(木) 17時
3	質問回答予定日	平成31年 3月4日(月)
4	参加届出締切	平成31年 3月8日(金) 17時
5	企画提案書の提出	平成31年 3月15日(金) 17時
6	プレゼンテーションの実施	平成31年 3月22日(金)
7	審査結果の通知	平成31年3月下旬まで

(1) 質問書の提出

本提案に関して不明な点がある場合は、質問書(様式第4号)に記入の上、電子メールに添付し送付すること。

送付先アドレス: tosho@city.odawara.kanagawa.jp

質問が無い場合は、質問書の提出は不要。

必ず電話で到達確認を行うこと。

提出期限までに到達確認が取れない場合は受け付けない。

(2) 参加届出の提出

本提案に参加の意思がある場合は、以下のとおり提出書類に必要事項を記載・押印の上、提出すること。なお、期限までに必要書類が提出されない、もしくは不備がある場合、本提案への参加を認めない。

ア 参加届出書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

ウ 導入実績確認書(様式第3号)

(3) 企画書・見積書の提出

本提案に参加の意思がある場合は、以下のとおり提出書類に必要事項を記載・押印の上、提出すること。なお、期限までに必要書類が提出されない、もしくは不備がある場合、本提案への参加を認めない。

ア 企画提案書(様式第5号)・・・・・・・・・・・・・・ 1部

ア 提案書(任意様式:社名・社判があるもの)・・・・・・・・ 1部

イ 提案書(任意様式:社名・社判がないもの)・・・・・・・・ 8部

ウ その他関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部

エ 見積書(様式第6号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

提案書はプレゼンテーション実施時に使用する説明資料と同じものを提出すること。

提出方法: 小田原市立かもめ図書館1階執務室へ直接。

(4) 提案書作成の留意事項

ア 様式はA4版縦(A3用紙での綴じ込み可)横書きの両面印刷とし、表紙、目次、及びページを付したものを簡易製本(左綴)すること。

イ 提案書のページ数は100ページ以内とする(表紙、目次、画面サンプルを除く)。なお、文字数制限は不問とするが、極端に多くならないようにすること。

ウ 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm以上の余白を設定すること。

エ 専門知識を有しない者にも理解できるよう、図表等を適宜使用するなど、明確かつ具体的に記述すること。

オ 提案書の構成は以下のとおりとする。

	項目	内容
1	SaaS系図書館ネットワークシステムについて	・システムを提供するための組織体について ・SaaS系図書館ネットワークシステムの導入実績について
2	SaaS系図書館ネットワークシステムを提供する際に使用するツールについて	・図書館ネットワークシステムを提供するデータセンターについて（運営方針、特徴、セキュリティ対策） ・データセンターと本市ネットワークとの接続回線について ・図書館ネットワークシステム継続運用のための保守体制について
3	図書館ネットワークシステムを使った業務の特徴について	・カウンター業務について（貸出・返却、予約、利用者登録・検索業務、レファレンス業務、ローカル処理） ・TRCマーク及びTOOL-iを使用した資料検索・管理業務について（業務用資料検索、資料発注・登録） ・資料整理業務について（未返却資料等の督促、不明本の探索等） ・ウェブOPAC等によるインターネット経由でのサービス提供等について（ウェブOPACの特徴、機能等） ・図書館ネットワークシステムを運用するための端末等の保守及びバックアップ体制について ・図書館ネットワークシステムの機能拡張（カスタマイズ）に対する要望への対応について ・ICタグによる蔵書管理等について（蔵書点検時の機器や資料の貸出・返却や予約取り寄せ手法等）
4	上記業務機能以外の図書館ネットワークシステムの活用について	・要件仕様書に記載以外の機能等について

（５）プレゼンテーション

応募事業者に対して、以下のとおり、プレゼンテーション審査を実施する。

日時：平成31年3月22日（金）予定

場所：小田原市立かもめ図書館 2階 視聴覚ホール

プレゼンテーションの詳細については、別紙「プレゼンテーション実施方法について」を参照。

日時・場所について、詳細は参加申込後、別途通知する。

（６）その他

企画提案に関する提出書類は、提出後、差し替え、変更、再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

5. 選定方法

（１）審査機関

提出された企画・見積り及びプレゼンテーションは、小田原市次期図書館ネットワークシステム選定委員会で審査・選定を行う。

(2) 評価内容

別紙「プレゼンテーション実施方法について」で示している、本市が確認したい項目について優れているかどうかを評価する。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 記載内容が著しく不明確な提案。
- (4) 同一事業者より2通以上の書類提出がなされた提案。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (6) 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合。
- (7) 企画提案関係者と不正な接触等を行った場合。
- (8) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した提案。

7. その他

- (1) 参加届出書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 本提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。やむを得ない理由により本事業が中止になる場合、これに要した費用について、本市に請求できないものとする。また、選考への参加報酬もないものとする。
- (3) 本提案は現行システムの更新に伴う製品選定にかかわる優先候補者を選定するものであり、選定結果が必ずしも製品の導入を保障するものではないこと、また、提案どおりの内容での導入を保障するものではないことを留意すること。
- (4) 実施要領に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、別途協議すること。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類は、小田原市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づく公開請求があった場合、公開の対象となる。

8. 担当所管（連絡先・書類提出先）

担 当：小田原市 文化部 図書館 サービス係（かもめ図書館）穂坂（ほさか）、星崎（ほしざき）

住 所：250-0875 神奈川県小田原市南鴨宮1丁目5番30号

電 話：0465-49-7800

F A X：0465-49-7803

E-mail：tosho@city.odawara.kanagawa.jp

以上